

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局医事課長

臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて

臨床研修の中断に関しては、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。）の一部改正により、平成 26 年 3 月 31 日付けで、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合に臨床研修の中断を認めることとする等の所要の改正が行われたところである。

これを踏まえ、今般、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて、下記のとおり留意事項をとりまとめたので、貴局管内の臨床研修病院等に対し周知願いたい。

なお、「臨床研修を長期にわたって休止する場合の取扱いについて」（平成 21 年 6 月 30 日付け医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡）は本通知をもって廃止する。

記

1 趣旨

この留意事項は、妊娠、出産、育児、傷病等の理由、研究、留学等の多様なキャリア形成のため、又はその他正当な理由により、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合に、臨床研修病院が行う対応等について、まとめたものであること。

2 臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱い

臨床研修を長期にわたり休止する場合においては、(1)(2)のように、当初の研修期間の終了時に未修了とする取扱いと、臨床研修を中断する取扱いとが考えられること。また、臨床研修を中止する場合においては、(2)のように、臨床研修を中断する取扱いが考えられること。なお、未修了や中断に関する基本的な考え方、手順等については、施行通知によること。

(1) 未修了の取扱い

ア 当初の研修プログラムに沿って研修を行うことが想定される場合には、当初の研修期間の終了時の評価において未修了とすること。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うこと。

なお、休止日数が臨床研修における休止期間の上限である 90 日を超える場合には、90 日を超えた休止日数分以上の日数の研修を行うこと。

イ 未修了とした場合であって、その後、研修管理委員会から中断の勧告又は研修医から中断の申出を受け、管理者が臨床研修の中断を認める場合には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとすること。

(2) 中断の取扱い

ア 研修管理委員会から中断の勧告又は研修医から中断の申出を受け、管理者が臨床研修の中断を認める場合には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとし、研修医の求めに応じて、臨床研修中断証を交付すること。

なお、臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及びプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医に関する正確な情報を十分に把握するとともに、同一病院で再開予定か、病院を変更して再開予定かについても併せて検討すること。

イ 臨床研修を中断した場合には、研修医の求めに応じて、臨床研修の再開の支援を行うことを含め、適切な進路指導を行うこと。

ウ 臨床研修を再開する病院においては、臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行うこと。

3 募集定員との関係

未修了の研修医に対して当初の研修プログラムに沿って研修を継続する場合又は研修を中断した研修医に対して研修を再開する場合であって、適切な指導体制が確保されていると認められる場合には、各病院の募集定員とは関係なく当該研修医に対して研修を継続又は再開できること。

4 臨床研修費等補助金との関係

臨床研修を長期にわたり休止又は中止した研修医に対して研修を継続又は再開する病院においては、当該研修医の研修期間を臨床研修費等補助金の交付対象とする

ことができること。この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中止するまでに実施した研修の期間（月数）を24月から差し引いた期間となること。

5 地方厚生局における相談体制

各地方厚生局では、臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の手続きに関する問い合わせや研修医からの相談を受け付け（別添を参照）、適宜情報提供等を行っていること。

以上

各地方厚生局相談窓口一覧

医師臨床研修制度や臨床研修病院の申請手続きのお問い合わせ、また、研修医の方のご相談に応じる窓口を設けております。

お問い合わせ・ご相談は、各地方厚生局健康福祉部医事課臨床研修係でお受けいたします。

名称	所在地	管轄区域	電話番号
北海道厚生局	札幌市	北海道	011-709-2311 内線 3948
東北厚生局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	022-726-9263
関東信越厚生局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	048-740-0753
東海北陸厚生局	名古屋市	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	052-971-8836
近畿厚生局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	06-6942-2492
中国四国厚生局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	082-223-8204
九州厚生局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	092-472-2307